

# 株式会社 まちづくり輪島 定款

平成14年10月17日 作成

平成14年10月25日 公証人認証

平成14年11月 6日 会社成立

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (商号)

第1条 当社は、株式会社 まちづくり輪島 と称する。

#### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 輪島市の中心市街地におけるまちづくり、都市計画、観光開発、土地、建物の有効利用に関する調査、計画、運営、設計、およびコンサルタント業務
2. 不動産の売買、交換、賃貸借および仲介ならびに所有、管理
3. 各種イベント、セミナーの企画、運営およびチケットの委託販売
4. 商店街、商店の販売促進のための共同事業等、商業振興を図るための企画、運営、指導、および情報提供
5. 駐車場、会議施設、コミュニティホール、身体障害者、精神障害者および高齢者等のデイサービス施設等の企画、建設、管理、運営
6. 出版業、観光案内、旅行斡旋
7. 飲食店の経営
8. 民芸品、工芸品、清涼飲料水、菓子、レトルト食品、惣菜の製造販売
9. 食料品、日用雑貨品、たばこおよび酒類の販売
10. 情報通信機器を利用した情報処理サービスならびに情報提供サービス
11. 損害保険、生命保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
12. 商店街振興組合、その他商店街活性化のための組織の一般事務処理、文書作成等の受託
13. 自動車学校等の各種学校の経営及び教育資材の販売業
14. レンタカー事業
15. 特定旅客自動車運送事業および一般乗合旅客自動車運送事業

## 16. 上記各号に附帯する一切の業務

(所在地)

第3条 当社は、本店を石川県輪島市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載する。

## 第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は800株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株式はすべて記名式とし、株券の種類は1株券、2株券、5株券、10株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を得なければならない。

(株式譲渡及び名義書換請求)

第8条 株式の譲渡により株式を取得した者は、その名義書換を請求するときは当社所定の請求書に記名捺印して、次のいずれかの書類を添えて提出するものとする。

(1) 裏書のある株券

(2) 株券及び譲渡証書

2 相続、遺贈、競売等株式譲渡以外の事由により株式を取得したものが名義書換を請求するときは、当社所定の請求書に記名捺印して株券およびその移転の原因を証する書面を添えて提出するものとする。

(株券分合毀損による新株の再交付請求)

第9条 株券の分合毀損による新株の再交付を請求するものは、当社所定の請求書に記名捺印の上株券を添えて提出するものとする。

但し毀損の程度が株券の真偽が判明困難である場合は喪失株券の例による。

(株券喪失による再交付請求)

第10条 株券の喪失によりその再交付を請求するものは、当社所定の請求書に記名捺印の

上除権判決の正本または認証ある謄本に添えて当会社に提出するものとする。

(株式名義書換、質権の登録及び株券再発行に関する手数料)

第11条 株式の名義書換、質権の登録及び株券の再発行に関する手数料は、取締役会において決定する。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主および登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときもその事項につき同様とする。

(株券名義の書換停止)

第13条 当社は、定時株式総会において議決権を行使する株主を確定するため、毎決算期の翌日から、定時株主総会終了の日まで株券の名義書換えを停止し、株主名簿の記載の変更を停止する。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎決算期日後三ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じこれを招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、取締役会の決定に基づき代表取締役がこれを召集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は代表取締役がこれにあたり、代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の株主を代理人として議決権を行使せしめることができる。但し代理人はその代理委任状を当会社に提出しなければならない。

2 代理権の附与は、各株主総会毎にしなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載して議長及び出席取締役が記名捺印の上会社に保管する。

## 第4章 役員

(負数)

第20条 当会社の役員は次の通りとする。

- (1) 取締役 12名以内
- (2) 監査役 3名以内

(取締役および監査役の任期)

第21条 取締役の任期はその就任後2年内、監査役の任期はその就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。

- 2 補欠または増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役および監査役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役および監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(役付取締役および代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

- 2 社長は当会社を代表する。

(職務)

第24条 社長は取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。副社長は、社長を補佐し会社業務を執行し、社長に事故あるときは社長に代わって業務を処理する。

(報酬および退職慰労金)

第25条 取締役および監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。

## 第 5 章 取 締 役 会

(権限)

第26条 取締役会は、取締役全員をもって組織して、当会社の業務を決定する。

(取締役会の議長)

第27条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集)

第28条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発する。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、この定款に定めのある場合を除き、取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事については、取締役会議事録を作成し、議長及び出席取締役がこれに記名捺印して会社に保管する。

## 第 6 章 会 計

(営業年度)

第32条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第33条 毎決算期の利益配当金は、毎年業務年度末日現在における株主名簿に記載された株主または質権者に対してこれを支払う。

- 2 利益配当金はその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。
- 3 未払いの配当金については、利息を付さないものとする。

(損益金の処分)

第34条 毎業務年度の損益金の処分は、定時株主総会において決する。

## 第 7 章 付 則

(設立に際し発行する株式)

第35条 当会社の設立に際し発行する株式の総数は200株とし、1株当りの発行価格は金5万円とする。

(最初の営業年度)

第36条 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成15年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の任期)

第37条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときに満了する。

(発起人の氏名、住所および引受株数)

第38条 発起人の氏名、住所および各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住所) 石川県輪島市ニッ屋町2字29  
100株 (氏名) 輪島市 市長 梶 文秋

(住所) 石川県輪島市河井町20部1番地1  
30株 (氏名) 輪島商工会議所 会頭 大向 稔

(住所) 石川県輪島市河井町2部40番地の1  
6株 (氏名) 輪島市本町商店街振興組合 代表理事 日吉 謙一

(住所) 石川県輪島市河井町4部39番地  
6株 (氏名) わいち商店街振興組合 代表理事 中濱 英隆

(住所) 石川県輪島市河井町3部84番地の2  
6株 (氏名) 輪島市まんなか商店街振興組合 代表理事 木谷 廣夫

(住所) 石川県輪島市河井町3部165番地3号

6株 (氏名) 馬場崎商店会 会長 笹谷 孝司

(住所) 石川県輪島市河井町19部1番地の66

6株 (氏名) 駅前商店会 会長岡田 尚史

(住所) 石川県輪島市新橋通8字2番地32

6株 (氏名) 新橋まちなみ振興会 会長隅屋 良一

(住所) 石川県輪島市河井町4部45番地

6株 (氏名) 特定非営利活動法人 輪島市地域づくりエヌピーオー  
理事長 中浦 政克

(住所) 石川県輪島市河井町20部1番地1

5株 (氏名) 輪島市商店連盟協同組合 代表理事 小山 桂一

(住所) 石川県輪島市河井町4部103番地6

1株 (氏名) 輪島市商店街連合会 会長古谷 文男